

埼玉県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項

※令和7年2月14日申し合わせ

1 複数応募・推薦について

令和7年度については、推薦開始日から複数の応募・推薦（原則2社まで）を可能とする。

2 応募前職場見学について

就職希望生徒の職業や職場に対する理解を深め、適切な職場選択及び就職後の早期離職の解消に資するため、応募・推薦開始日前の職場見学を推進するとともに、生徒への事前・事後指導の徹底を図る。

埼玉県高等学校就職問題検討会議における確認事項

1 求人募集について

求人者は、指定校求人以外の公開求人において、複数応募を可能とするか、単願応募のみ可能とするかを選択することができる。

2 生徒の応募について

次の①・②のいずれにも該当する生徒は、複数応募を可能とした複数の求人に対して応募することができる。

ただし、県外の求人に応募する場合は、応募先都道府県の申し合わせによること。

- ① 指定校求人に応募していない者。
- ② 単願応募のみ可能としている公開求人に応募していない者。

3 応募前職場見学の実施について

実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 求人者は応募前職場見学の依頼があった場合には、事業活動に支障が生じない限り受け入れに努めるものとする。
- ② 実施時期は、原則として夏休み期間中など、学事日程への影響が少ない時期とする。特に実施日をあらかじめ指定する場合は、学校によって夏休みの始期・終期が異なることに配慮する。
- ③ 学校は、生徒が自身の適性を探るため、複数社の訪問を積極的に促すとともに、応募に向けた意思決定に適時適切な助言を与えるなど、生徒への指導を徹底する。
- ④ 求人者は、見学の際に、生徒個人の状況など直接採用選考につながる質問をすることや履歴書等の提出を求めることのないようにする。

4 採用選考等について

求人者は、採用選考等に当たって、次の事項に留意するものとする。

- ① 求人者は学校を通じて生徒から応募があった場合、速やかに採用選考を行う。また、選考結果についても速やかに学校を通じて生徒に通知する。
- ② 求人者は、オンラインを活用した応募前職場見学や採用選考を行う場合、学校と事前調整を行う。また、オンラインを活用する際は、生徒や学校の個々の事情に配慮する。なお、オンライン面接への対応可否を採用基準としたり、対応できないことをもって、不利益な取扱いを行わないようにする。
- ③ 求人者は応募書類について、パソコン作成であることを理由に不利益な取扱いを行わないようにする。
- ④ 求人者は単願応募・複数応募のみをもって採用選考の判断基準としないようにする。
- ⑤ 求人数を上回る採用内定を出した求人者は、内定の承諾があった内定者全員を雇用する。

5 就職面接会について

就職面接会は、正式応募前の「予備面接会」と位置付け、複数の企業での面接を可能とする。この場合、正式応募は、後日、学校を通じて行うものとする。

6 生徒の意思表示について

生徒は内定通知受領後、速やかに内定の承諾について学校を通じて求人者へ通知する。

なお、複数の求人者から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、他の求人者に対しては内定の辞退の通知を、速やかに学校を通じて行うようにする。

7 民間職業紹介事業者が行う高等学校卒業予定者に係る職業紹介について

職業紹介に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 採用選考期日等については、「高等学校就職問題検討会議」における取りまとめを遵守する。
- ② 複数応募・推薦については、「埼玉県高等学校就職問題検討会議」における申し合わせを遵守する。
- ③ 「学校との連携」をはじめ、職業安定法や同法に基づく指針（※）を十分に踏まえ、事業者としての責務を果たすようにする。

（※）（平成 11 年労働省告示第 141 号）（最終改正 令和 6 年厚生労働省告示第 318 号）

- ④ 応募書類については、「全国高等学校統一応募書類」を使用する。

8 その他

- ① 生徒と企業の適切なマッチングを促進するために、キャリア教育の一層の充実やDX化を図る。
- ② 令和 7 年度以降、本申し合わせ事項及び確認事項について、効果・影響・課題等の検証を行う。

令和 7 年 2 月 1 4 日確認